令和6年度 山形県の特別支援教育

~切れ目ない支援)によって障がいのある子どもの自立と社会参加を目指す~



【第4次山形県特別支援教育推進プラン】(令和5年度~5か年の具体的施策)

基本目標	◎特別支援教育に係る教員の専門性を高め、一人一人の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を推進する。
	◎校内体制と関係機関との連携を強化し、切れ目ない支援の充実を図る。
	◎インクルーシブ教育システム ²⁾ への理解を進め、共生社会の形成と障がいのある子ども
	の自立と社会参加を目指す。
施策の枠組み	◎共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進
	◎関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実
	◎小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実
	◎特別支援学校における教育の充実
	◎社会参加に向けた支援の充実
	◎教員の専門性の向上

1) 切れ目ない支援

インクルーシブ教育システムの理念、発達障害者支援法の改正、児童福祉法の改正を踏まえ、特別支援教育の 対象となる子どもたちが希望をもって生涯を過ごすことができるよう、個々の自立と社会参加を目指し、就学前 から社会参加に至る切れ目ない支援を行う体制を整えることが求められています。

2) インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人と障がい のない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのことです。

第4次山形県特別支援教育推進プランの詳細については、県教育委員会のホームページでご覧ください。

山形県教育委員会

特別支援学校での取組み

- ・ 特別支援学校には、小学部・中学部・高等部があります。幼稚部や専攻科を設置している学校 もあります。
- ・ 幼児児童生徒一人一人について「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、きめ細 かな指導を行っています。
- ・ 地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮しています。

◇:寄宿舎設置校 ☆:訪問教育実施校 -:設置無し

[令和6年5月|日現在]

対象とする主たる 障がい種	学校名		幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	幼児児童 生徒数	連絡	先
視覚障がい	、県立 ◇ 山形盲学校		0	7	4	1	4	1 6 (14)	Tel (谷字金ヶ瀬 1111)23-672-4116
聴覚障がい	県立 ◇ 山形聾学校		5	6	9	4	2	2 6 (27)		:字谷柏 20)23-688-2316
県	県立 ☆ 酒田特別	聴覚	3	3	1	<u> </u>	_	7 (6)		7海字新林 307 0234-34-2019
	支援学校	知的	_	3 3	2 5	3 2	_	9 0 (90))234-34-2026
	県立 ◇ ☆ 米沢養護学校 [Al~体e] 【R5就労コース開設】		-	4 3	28	総合コース 43 就労コース 15	-			田町四丁目 1-102)238-38-6101
	 やまなみ学園分教室		_	2	2	_	_	180	〒993-0033 長井市今 TEL -	·泉 1812 0238-88-9118
	長井校 【H26開校】 (豊田小内) 【中学部:H29開設、R5西置賜 校に移設】		-	2 2	_	-	-	(168)	〒993-0034 長井市歌 Tu.(ス丸 976)238-88-5277
	西置賜校 (長井南中校地内) 【H29開校、R5中学	部開設】	_	_	7	1 8	_			A出 3770-1)238-84-5520
知的障がい	県立 ◇ ☆ 新庄養護学校 【H29就労コース開設】		_	2 9	2 1	総合コース 27 就労コース 5	-	8 2 (77)		:字金沢字 金沢山 1894-4)233-22-3042
	県立 村山特別支援学校 山形校 (山五小内) 【H26開校】		_	7 3	5 1	7 1	_	2 3 4 (210)	Tel (字谷柏元下谷柏 43)23-688-2995
			_	1 3	_	_	_		Tel (原町一丁目 1-9)23-625-1006
	天童校 (津山小内) 【H	26開校】	_	2 6	_	_	_	(210)	Tel (:字貫津 591)23-651-1612
	県立 楯岡特別支援学校		_	3 5	3 1	4 6	_	164	Tel (岡北町一丁目 8-1)237-55-2994
		26開校】	_	1 9	_	_	_	(151)	Tel (i大字米沢 643-2)237-83-2955
		27開校】	_	_	1 3	2 0	_		Tel (:字三郷丙 1403-1)237-85-0722
	県立 ◇ 上山高等養護学	校	_	_	_	6 5	_	6 5 (68))23-672-3936
	県立 ◇ 鶴岡高等養護学		_	_	_	4 6	_	(45)	Tel (指生一丁目 20-33)235-22-0581
	県立 ◇ ☆ 鶴岡養護学校		_	5 5	2 7	4 9	_	(119)	Tel (:塚町 5-44)235-24-5995
病弱	おひさま分教室 (ニニスの医療センター内)【H27開設】 県立 ☆ 山形養護学校		_	1	2	_	_	(3)	Tel (公茅原町 13-1)235-25-2240
			_	1 4	1 1	1 5	_	4 0 (39))23-684-5722
肢体不自由	ゆさわり食護子校		2	3 6	1 7	2 2	_	7 7 (78)	Tel (「崎三丁目 7-1)23-673-5023
知的障がい 特別支援学校		_	1 5	1 5	2 0	_	5 0 (51)		6田西三丁目 2-55 023-631-0918	
計		1 0 (6)	4 3 2 (406)	2 6 4 (260)	4 9 9 (469)	6 (5)		():令和5年5月1日	3	

幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校での取組み

1 通常の学級

通常の学級で学ぶ特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、子どもの実態や特性、 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行っています。

幼稚園・認定こども園、小・中学校、高等学校では、特別支援教育コーディネーターの指名、校(園)内委員会の設置等の支援体制作りを進め、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を通し、個に応じた指導に取り組んでおります。

また、組織としての取組みを重視し、学級経営等の工夫や授業改善を図っています。

(令和6年5月1日現在)

2 特別支援学級

特別支援学級は、障がいの程度が比較的軽い子どもたちを対象とし、市町村が、小・中学校に設置している学級です。

難聴、弱視、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの特別支援学級等があります。

山形県では、特別支援学級の編成 基準を平成25年度より、I学級8名か ら6名とすることとし、よりきめ細か な指導を行うことができるようにし ています。

◎ 特別支援学級のある学校数

<国立・県立・分校等も含む>小学校 222校中 207校(93.2%)中学校 97校中 87校(89.7%)

障がい種	学校	学級数 増減		児童生徒数	増減
知的障がい	小学校	259	+ 1 2	926	+ 49
	中学校	1 1 2	+ 6	4 1 5	+ 17
	計	3 7 1	+18	1 3 4 1	+ 66
	小学校	2 3	+ 2	2 6	- 1
肢体不自由	中学校	7	- 3	1 3	- 4
	計	3 0	- 1	3 9	- 5
全 记。	小学校	4 0	+ 4	4 7	+ 6
病弱· 身体虚弱	中学校	2 0	+ 3	2 4	- 1
习体驱药	計	6 0	+ 7	7 1	+ 5
	小学校	5	+ 1	5	+ 1
弱視	中学校	0	- 1	0	- 1
	計	5	0	5	0
	小学校	8	0	8	0
難・聴	中学校	6	+ 2	6	+ 2
	計	1 4	+ 2	1 4	+ 2
自閉症・ 情緒障がい	小学校	267	+21	984	+ 1 1 0
	中学校	1 1 1	+ 1 0	3 8 2	+ 56
	計	3 7 8	+ 3 1	1 3 6 6	+166
	小学校	602	+40	1996	+165
計	中学校	256	+ 1 7	8 4 0	+ 69
	計	858	+57	2836	+234

通級による指導(通級指導教室)

通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒が、教科等については、大部分の授業を通常の学級で学習しながら、障がいに応じた特別の指導(自立活動の指導)を通級指導教室で受ける仕組みです。平成30年度より高等学校においても、通級による指導が制度上可能となり、7校に設置されています。 (令和6年5月1日現在)

対象とする障がい	通級実施校	自校通級	他校通級	計	増減
言語障がい	30校(小30、中0)	462名	595名	1057名	+20名
学習障がい等	37校(小22、中8、高7)	382名	13名	395名	+63名
難聴、言語障がい	2校 (山聾、酒特)		10名	10名	+ 3名

☆ 就学にあたって・・・

障がいのある子どもの就学にあたっては、市町村教育委員会・特別支援学校等で教育相談を行い、子どもの実態を把握するとともに、保護者に情報を提供し、保護者の意見を十分に聴き取ります。そして、個々の教育的ニーズ、地域や学校の状況、教育の内容及び方法等について、教育や医学、心理学等の専門家の意見を聴き、市町村教育委員会が適切な就学先を総合的に判断して決定します。

☆「就学奨励費」について

障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。なお、平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒(学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当)についても補助対象に拡充しています。対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費などがあります。

☆ 教育相談:保護者の方等の相談に応じます

障がいのある子どもの保護者が将来の見通しをもち、安心して子育てができるよう、 育て方やよりよい教育の在り方等について相談を行っています。

地域教育相談窓口 月・火・水 9:00~16:00 (祝日、県教育センター を除く)	担当者(幼児発達相談専門員)から、継続的な指導・相談が受けられます。				
	お近くの相談窓口にお問い合わせください。				
	【窓口】東根市立東根小学校内 0237-42-3669				
	新庄市立日新小学校内 ※開設準備中				
	米沢市立万世小学校内 0238-28-0280				
	置賜総合支庁西置賜地域振興局2階内 0238-87-8287				
	鶴岡市立朝暘第二小学校内 0235-25-9460				
	県教育センター内(窓口時間 10:00~15:00) 023-654-6060				
	○ 県内7地区(東南村山、西村山、北村山、最上、東置賜、西置賜、庄内)の				
にこにこ相談	7会場で継続的な教育相談を行います。各会場で年3回実施します。				
	○ 対象は生活面、学習面等で気になる幼児児童とその保護者です。				
	○ 相談の申し込み等の詳細については、県教育センターにお問い合わせください。				
	県教育センター「にこにこ相談」 TEL 023-654-6060				
県教育センター 特別支援学校での 教育相談					
	○ 県教育センター及び各特別支援学校では、随時、教育相談を行っています。				
	○ 県教育センター又は各特別支援学校にお問い合わせください。 				
	<u>l</u>				

☆ 学校・幼稚園等の先生方等を支援します 🕵

/ J // 9311	
	【対 象】特別支援学級担任、通級指導教室担当、高等学校教員、
	幼稚園・認定こども園・保育所等の担当者
	【支援内容】子ども理解や授業、教育課程等についての相談や研修
	【問い合わせ先】県内すべての特別支援学校で対応しています。詳細については
巡回相談事業	最寄りの特別支援学校にお問い合わせください。
	【対 象】小学校、中学校の通常の学級担任
	【支援内容】発達障がいのある子どもの相談や各種研修会での講師依頼等
	【問い合わせ先】各教育事務所にお問い合わせください。

本件についてのお問い合わせ先

山形県教育局 特別支援教育課 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

> TEL: 023-630-2867 FAX: 023-630-2774

その他の特別支援教育についての情報

山形県ホームページ 特別支援教育課

